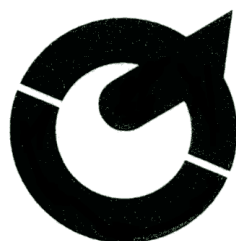


相楽台小学校いじめ防止基本方針



木津川市立相楽台小学校

相楽台小学校いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	2
1 いじめに対する基本認識	3
(1) いじめの定義	3
(2) いじめの基本認識	3
(3) いじめの態様	3
(4) いじめの構造	3
2 いじめの未然防止	3
(1) 人権教育の充実	4
(2) 豊かな心の育成	4
(3) 体験活動の充実	4
(4) 「ことばの力」の育成	4
(5) 児童の主体的・対話的な活動の充実	4
(6) 居場所づくり	4
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	4
(8) 家庭・地域や専門的知識を有する者との連携	4
(9) 未然防止策の計画の作成や実施にあたって	4
3 いじめの早期発見	5
(1) 「いじめアンケート」の実施	5
(2) 相談しやすい環境づくり	5
(3) 定期的な教育相談の実施	5
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	5
(5) 家庭や地域との連携	5
(6) 関係機関との連携	5
4 いじめへの対応	5
(1) 初期対応	6
(2) 事実の確認	6
(3) 対応の方針決定及び指導	6
(4) 保護者との連携	6
(5) 関係機関等との連携	6
(6) いじめの解消	6
(7) いじめ解消後の継続的な指導	6
5 いじめ問題に取り組む体制の整備	7
(1) 「相楽台小学校いじめ対策委員会」の設置	7
6 インターネット上のいじめへの対応	7
(1) インターネット上のいじめの未然防止	7
(2) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応	7
7 重大事態への対処	8
(1) 重大事態とは	8
(2) 重大事態発生時の学校の対処	9
8 学校におけるいじめ防止基本方針について	9

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、重大かつ深刻な人権問題です。

木津川市立相楽台小学校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、木津川市教育委員会や各家庭、その他関係者との連携のもと、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定、及び、「京都府いじめ防止基本方針」（平成26年4月・30年4月改訂）に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見、そして、いじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「木津川市立相楽台小学校いじめ防止基本方針」を適宜見直しをして策定します。

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

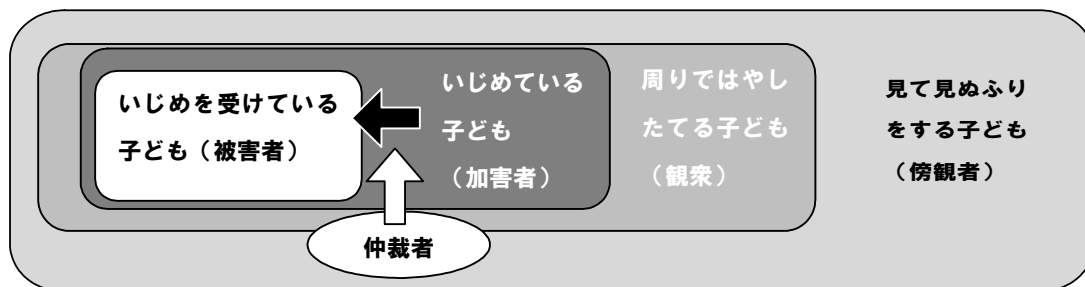
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、すべての児童に関係する問題である。
- ③ いじめは教師や大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返しを怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、けんかやふざけ合い、悪口や文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) いじめの構造



2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心を育むとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組んでいきます。

(1) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

(2) 豊かな心の育成

道徳の授業を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者との関わり方や規範意識を育成します。

(3) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的な関わりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験や保幼小連携等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立って充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4) 「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成します。

(5) 児童の主体的・対話的な活動の充実

児童会（運営委員会）活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の取組や対話的・協働的な取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、異年齢交流や地域と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

(6) 居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」を生まない取組を推進します。

そのために、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面を作り出す工夫に努めます。

(7) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組を進めます。

(8) 家庭・地域や専門的知識を有する者との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進します。

(9) 未然防止策の計画の作成や実施にあたって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

(1) 「いじめアンケート」の実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「アンケート」を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期末及び2学期末
- ・実施内容 市で作成されたいじめに係るアンケート

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、何よりも児童への日常のきめ細かな声かけなどを通じて、児童が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築するように努めます。また、教師に直接相談しにくい児童のために手紙に書くなどの工夫をします。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境を作ります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、「いじめアンケート」の結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期及び2学期に教育相談週間を実施します。
- ・実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気付き」の力を高める研修等を計画的・定期的の実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」等を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5) 家庭や地域との連携

学校がいじめに関する基本方針や「いじめアンケート」の結果等を、保護者等に情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促すことで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、ホームページや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6) 関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

4 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、以下の点に留意しつつ、学年及び学校全体で早急に対応することが必要です。

(1) 初期対応

- ① 直ちに学年の教師等に報告の上、管理職も含め、組織的に対応します。
- ② いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保します。

(2) 事実の確認

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立っておこないます。
- ② 事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断します。
- ④ いじめを受けていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認します。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ① 対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図ります。
- ② いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とします。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応します。
- ③ いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望がもてることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努めます。
必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置により教育環境・教育機会の確保に努めます。
- ④ いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与えます。必要に応じて、いじめた側の児童等を別教室等において学習させる等の措置を行う。
- ⑤ その行為が「いじめにあたる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応します。
- ⑥ いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえばいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(4) 保護者との連携

- ① いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えとともに、適宜連絡を密に取ります。
- ② いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
また、当該児童の変容を図るため、家庭とともに今後の関わり方等を一緒に考えます。

(5) 関係機関等との連携

- ① いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談します。
- ② 関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図ります。
- ③ いじめを認知した場合は、適宜、教育委員会に報告します（重大事態以外は月例報告）。

(6) いじめの解消

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ② いじめが「解消している状態」とは、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、満たされていても、必要に応じて、他の事情も懸案して最終的に判断するものとする。

(7) いじめ解消後の継続的な指導

- ① いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童につい

- ては、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ② 再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証したり、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備します。

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ① 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成(研修計画等も含む)・実行・検証・修正の中核となる。
- ② 校内のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④ いじめの疑いに関する情報(「いじめアンケート」や教育相談等の結果)や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 管理職 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○教育相談主任
- 該当児童の担任等、児童と関わりの深い教職員やスクール・カウンセラーを状況に応じて適宜加え、また、スクールソーシャルワーカーや学校医、学校評議員や保護者代表等にも協力を得られる体制を整備する。

6 インターネット上のいじめへの対応

急速に進歩しているインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

(1) インターネット上のいじめの未然防止

【学校が取り組むべきこと】

- ① 児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科等の指導の中でも積極的に取り扱い、指導した内容については、積極的に保護者に伝えることで、家庭との連携を図ります。
- ② ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者の集まる各種会議等で積極的に広報するとともに、地域等と連携して、最新の情報モラルに係る問題について保護者の関心を高める取組を実施します。
- ③ 他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の取組を積極的に支援し、児童の意識の向上を図ります。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 各家庭でのパソコンや携帯電話等の適切な管理のため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求めます。
- ② 特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭におい

て十分検討し、慎重に結論を出すよう啓発を行います。またフィルタリングの普及促進についての啓発等を行います。

(2) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

インターネット上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ① いじめアンケートに加え、ネットいじめに関連した調査の機会をもつなど、児童の状況を把握し、必要な対策を検討します。
- ② 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼します。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けるよう、未然防止と合わせ啓発を行います。
- ② 日常的に児童の携帯やメールの内容、パソコンの使用状況について、適切に把握するように注意を呼び掛けます。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはなりません。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

- ・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

- ・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

- 児童または保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。

(2) 重大事態発生時の学校の対処

- ① 学校は、速やかに市教育委員会へ報告します（まず第一報、その後別紙様式で）。
- ② 学校と市教育委員会との協議の上、速やかに組織を設け、調査を行います。また調査にあたって、市教育委員会から必要な指導及び支援を受けます。
また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明します。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会と連携し、適切に行います。また、適時・適切な方法で経過報告も行います。
- ④ 情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはなりません。

8 学校におけるいじめ防止基本方針について

学校は、実情に応じ、「小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

また、定めた方針はホームページ等で公表したり児童、保護者、関係機関等に説明したりすることで広く周知を図り、家庭や地域等との連携・協働を図ります。

さらに、基本方針に基づくいじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、取組の検証と改善に努めるとともに、基本方針そのものについても定期的に見直しを図り、より実効性の高いものを目指します。